〔登録抹消〕

登録番号	氏名	抹消の理由	抹消の日
Ⅰ　公認会計士			
807	山本　吉雄	死亡	22.11.5
1107	越智　敏通	死亡	22.10.17
3839	大槻　信夫	死亡	22.11.3
7634	間淵　邦夫	死亡	22.11.7
1843	杉田　哲弥	業務廃止	22.12.10
6630	中島　貞夫	業務廃止	22.12.10
7278	岩井　正廣	業務廃止	22.12.10
10199	中山佐知子	業務廃止	22.12.10
12413	和田　和純	業務廃止	22.12.10
15284	池上　裕司	業務廃止	22.12.10
15777	田村　恭宏	業務廃止	22.12.10
16684	大塚　隆史	業務廃止	22.12.10
17338	是洞亜糸子	業務廃止	22.12.10
18391	平井　美香	業務廃止	22.12.10
20470	藤本　剛理	業務廃止	22.12.10
21202	田中　健之	業務廃止	22.12.10
22274	伊藤　誠	業務廃止	22.12.10
22620	山口　善夫	業務廃止	22.12.10
22818	内野　貴士	業務廃止	22.12.10
22838	川合　弘毅	業務廃止	22.12.10
24598	沓名　毅	業務廃止	22.12.10
25084	林　祐吾	業務廃止	22.12.10
25103	里﨑　善晴	業務廃止	22.12.10
25531	吉田　浩徳	業務廃止	22.12.10
Ⅱ　会計士補			
3272	吉川　俊章	死亡	56.7.12
7462	矢吹　耀男	死亡	18.3.30
8258	吉野　嘉一	業務廃止	22.12.10
19703	舛井　達也	業務廃止	22.12.10

公認会計士開業による抹消

会計士補抹消の日　H22.12.10

登録番号	氏名	登録番号	氏名
5882	大石　修二	14020	新井　輝洋
18525	小宮山典子	19383	森本　了太
21158	森　敬洋	22256	西脇　一憲
22603	村田佐千雄	22611	安田　和央
22688	永沢　良枝	23061	中川亜紀子

土地家屋調査士名簿登録等の公告

土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第18条の規定により土地家屋調査士名簿に登録した者及び登録を取消した者を次のとおり公告する。

平成23年1月14日

日本土地家屋調査士会連合会

〈登　　録〉登録日・登録番号・氏名

平成22年12月1日付

東京7640　前原　秀一
神奈川2889川村　英士
神奈川2890北川　裕三
神奈川2891竹上　豪一
埼玉2476　細井あづみ
大阪3114　小島　邦夫
広島1820　安原　和志
宮崎　774　杉山　宏樹

平成22年12月10日付

東京7641　小宮山真介
栃木　894　椎根　一雄
京都　825　小野　雅志
和歌山413　肥田　昭宏
福岡2175　江口　敏史

平成22年12月20日付

埼玉2478　三河　直之
埼玉2479　澤田　広行
茨城1406　金子　稔
群馬　999　徳江　真治
山梨　383　岩下　剛
広島1821　原田　勇気
広島1822　金谷　千景
沖縄　477　勝連　盛淳
釧路　339　河合　崇之

〈登録の取消し〉登録取消日・登録番号・氏名

平成22年10月2日付

宮城　486　安倍　紀男

平成22年10月24日付

愛知1630　服部　雄平

平成22年10月26日付

宮城　967　岩渕　秀則

平成22年10月29日付

愛知1807　伊藤　清臣

平成22年11月1日付

熊本　854　河崎　啓蔵

平成22年11月18日付

山形　457　鈴木　實

平成22年11月26日付

京都　544　大濱　成生

平成22年12月1日付

静岡1303　望月　昇
大阪1534　和泉　義孝
京都　748　茨木　義久
広島1431　市山津代志
長崎　511　黒川　弘光
愛媛　557　加藤　菊雄

平成22年12月10日付

埼玉2361　神山　英一
千葉1706　黒岡　健安
千葉1834　内田　瑠里
群馬　656　植栗　春男
広島1515　土井　欽太
広島1801　大石　克己
福岡2095　山田　実
福岡2159　江藤　博
鹿児島648　今井　隆三
宮城　842　小島　一郎
宮城　975　宮﨑　浩一
山形　196　永岡　信吉
山形　956　山口　光男

平成22年12月20日付

東京5616　小林　弘太
東京6195　青木　昭夫
千葉　442　近藤　邦義
千葉1373　吉岡　重弘
山梨　210　篠原　吉文
奈良　22　杉本　茂
愛知1264　前田　米藏
愛知1749　長田　義廣
愛知1827　神野　文信
福岡2042　山口　收
福島　618　安齋　広治

日弁連推薦留学生等に対する支援等に関する規則制定公告

日弁連推薦留学生等に対する支援等に関する規則（規則第百四十四号）を左の通り制定したので公告する。

平成二十二年十二月十七日

日本弁護士連合会

日弁連推薦留学生等に対する支援等に関する規則

（平成二十二年十二月十七日規則第百四十四号）

（目的）

第一条　この規則は、本会の会員である公益活動弁護士（法の支配、司法アクセス、人権擁護、国際協力及び国際貢献に係る活動を含む公益的な活動に取り組んでいる弁護士をいう。以下同じ。）が、本会からの推薦を受けて、本会と協定を締結している外国の教育研究機関等（以下「協定機関」という。）に留学し、又は協定機関において研究を行う場合において、当該留学若しくは研究（以下「留学等」という。）を行っている会員又はこれらを行っていた会員（以下「留学生等」と総称する。）に対して本会が行う経済的支援等について定めることを目的とする。

（留学生等に対する支援）

第二条　本会は、留学生等に対し、活動支援費を支給することができる。

2　前項の活動支援費の支給の要件、額、支給方法その他必要な事項は、経理委員会が細則をもって定める。

（調査等の委託による旅費の支給）

第三条　本会は、留学生等に対し、当該留学生等が留学等のために滞在している国又はその近隣国における会議への出席、事実調査等を本会から委託され、これらのために出張を要するときは、これに要する旅費を支給することができる。

2　旅費規則（規則第三十二号。第一条、第九条、第十一条及び第十二条を除く。）の規定は、前項の旅費の支給について準用する。

（留学生等の責務）

第四条　留学生等は、留学等の終了後、公益活動弁護士としての活動をより充実させ、かつ、本会の行う法の支配、司法アクセス、人権擁護、国際協力、国際貢献等に関する活動等に協力するよう努めるものとする。

附　則

この規則は、平成二十二年十二月十七日から施行し、この規則の施行の際現に留学等をしている留学生等から適用する。

戸籍謄本等請求用紙の使用及び管理に関する規則中一部改正公告

戸籍謄本等請求用紙の使用及び管理に関する規則（規則第百九号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十二年十二月十七日

日本弁護士連合会

戸籍謄本等請求用紙の使用及び管理に関する規則（規則第百九号）中一部改正

戸籍謄本等請求用紙の使用及び管理に関する規則（規則第百九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第七条第一項の規定」を「第七条第二項」に改める。

第三条中「業務に関する請求」を「業務に関する戸籍謄本、住民票の写し等の交付の請求」に改める。

第六条中「管理するものとする」を「管理しなければならない」に改める。